

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 御嵩町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-	%
全職員	89.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	-	%
本庁課長補佐相当職	-	%
本庁係長相当職	98.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	100.5	%
31～35年	87.1	%
26～30年	89.0	%
21～25年	87.5	%
16～20年	-	%
11～15年	80.7	%
6～10年	94.6	%
1～5年	83.6	%

【説明欄】

女性職員が不在の箇所には、「-」表記をしています。

ただし、(2) 勤続年数別の勤続年数 16～20 年については、女性職員が在籍しているものの、休業中により、割合の算出が困難のため、「-」表記をしています。

<その他分析等>

女性職員の最高級位が係長級（非管理職）に留まっており、時間外勤務手当の有無により、勤続年数 36 年以上の給与においては、高い割合となっている。令和 7 年 4 月以降は、女性職員の課長級及び課長補佐級への登用を実施しており、次年度以降は役職段階別の割合が算定可能となる見込みである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。